

台風等の災害時における神栖市認可保育施設等の臨時休園等のガイドライン

◆臨時休園・登園自粛要請の判断の目安

次のいずれかにあてはまる場合、また今後あてはまる可能性が高いと判断した場合は、臨時休園または登園自粛要請を行うことを基本とする。

(1) 臨時休園

次のいずれかの状況に該当し、災害発生または災害発生の可能性が極めて高い場合は、臨時休園とする。

- ア 気象庁から本市に大雨特別警報が発令されている。
- イ 警戒レベル4相当または警戒レベル5相当の避難情報の発令対象地域に所在する保育施設である。
- ウ 災害発生により保育士の交通手段が遮断される等により保育士の確保が長時間・広範囲にわたって困難である。
- エ 災害発生により施設に被害が生じ、人的被害の発生が予想される。

(2) 登園自粛要請

次のいずれかの状況に該当し、災害発生の可能性が比較的高い場合や施設運営を行うにあたって十分な体制を確保できないことが予想される場合は、保護者に登園自粛要請を行う。

- ア 警戒レベル3相当の避難情報の発令対象地域に所在する保育施設である。
- イ 災害発生により保育士の交通手段が遮断される等により保育士の確保が一時的・一部範囲で困難である。
- ウ 災害発生の可能性が高く、施設に被害が生じ人的被害の発生が予想される。

◆警戒レベル（市の避難情報等）発令時の対応

(1) 「午前6時時点で発令中」または「午前6時から開園時刻までの間に発令」の場合

警戒レベル (市の避難情報等)	気象庁の警報	保育施設の対応	保護者の対応
警戒レベル5 (緊急安全確保)	大雨特別警報	当該日は休園とする。	保護者に登園を見合わせてもらう。
警戒レベル4 (避難指示)	※土砂災害 警戒情報等	当該日は休園とする。 (発令対象地域に所在する施設)	保護者に登園を見合わせてもらう。
警戒レベル3 (高齢者等避難)	※大雨警報 ※ 洪水警報	登園自粛要請とする。 (発令対象地域に所在する施設)	保護者にできる限り登園を見合わせてもらう。

① 大雨特別警報が発令された場合は、警戒レベル5と同様の取扱いとする。

- ② 気象庁が、※の警報等を発令した場合でも、市の避難情報等が発令されない限りは臨時休園等にならない。

(2) 「開園時間中に発令」の場合

警戒レベル (市の避難情報等)	気象庁の警報	保育施設の対応	保護者の対応
警戒レベル5 (緊急安全確保)	大雨特別警報	当該日は休園とする。	<ul style="list-style-type: none"> 保護者に速やかに引き取りにきてもらう。 ただし、引き取りに行くことが危険な場合(洪水発生等)は安全な状況になってから引き取りにきてもらう。
警戒レベル4 (避難指示)	※土砂災害 警戒情報等	当該日は休園とする。 (発令対象地域に所在する施設)	
警戒レベル3 (高齢者等避難)	※大雨警報 ※洪水警報	登園自粛要請とする。 (発令対象地域に所在する施設)	

- ① 大雨特別警報が発令された場合は、警戒レベル5と同様の取扱いとする。
- ② 気象庁が、※の警報等を発令した場合でも、市の避難情報等が発令されない限りは臨時休園等にならない。

◆臨時休園等を行う際の周知について

市は、本ガイドラインについて、市内認可保育施設並びに保護者に対し、文書やホームページにてあらかじめ周知を図る。

臨時休園・登園自粛要請を行う場合、市はその旨を市内認可保育施設に連絡し、それを受けた市内認可保育施設は、速やかに保護者に周知する。さらに、臨時休園する際は、施設の入り口に臨時休園する旨と緊急連絡先を示した張り紙等を掲示する。

◆臨時休園後の再開について

臨時休園後の再開については、下記のとおりとする。ただし、職員体制の確保、施設の安全確保状況、周辺施設の安全確保状況、ライフラインの状況等によっては、再開時期が保育施設によって異なる可能性がある。その場合は、市と協議のもと各施設から保護者へ連絡を行う。

避難情報解除時点市ホームページにおいて発表時点	保育施設の対応
午前6時まで解除	原則、開園(給食等の有無は各施設の判断)
午前6時から午前11時まで解除	原則、午後1時から開園(給食等の有無は園の判断)
午前11時以降に解除	原則、休園